

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	第5回枚方市自立支援協議会
開催日時	平成23年3月11日（金） 午前10時から正午
開催場所	ラポールひらかた研修室1
出席者	石川会長、長尾副会長、河野委員、津田委員、辻（わらしべ会）委員、原田委員、辻（やなぎの里）委員、松浦委員、幕内委員、船曳委員、黒田委員、関委員、田宮委員、上月委員、木村委員（福祉部長）
欠席者	野中委員
案件名	（1）枚方市の障害者施策に係る計画について（2）障害者施策関係の動向（3）幹事会及び相談支援部会から報告（4）地域移行支援部会から報告（5）日中活動部会から報告（6）枚方市精神障害者地域生活支援ネットワーク会議から報告（7）6相談支援センターから事業報告（8）その他
提出された資料等の名称	資料1．枚方市の障害者施策に係る計画について。資料2．障害者施策関係の動向。資料3．幹事会報告。資料4．相談支援部会報告。資料5．地域移行支援部会報告。資料6．日中活動支援部会報告。資料7．枚方市精神障害者地域生活支援ネットワーク会議報告。資料8．6相談支援センター事業報告。参考資料、第2期枚方市自立支援協議会委員名簿。枚方市自立支援協議会専門部会委員名簿
決定事項	各部会からの報告事項について協議を継続していく。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	1人
所管部署（事務局）	福祉部 障害福祉室

審 議 内 容

会 長：みなさん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから「第5回枚方市自立支援協議会」を開催します。案件に入る前に、まず事務局から出席状況等の報告をお願いいたします。

事務局：本協議会の設置要項6条2項の規定により、会議は委員の2分の1以上の出席がなければ開催できないと定められております。それにより、まず出席状況を報告させていただきます。本協議会委員16名中、出席委員は15名で、都合により1名が欠席されています。従いまして、本日の協議会が成立していることを、まずご報告させていただきます。それでは、事務局を代表し、障害福祉室室長の弓手からご挨拶させていただきます。

室 長：(あいさつ)

事務局：それでは始めに、お手元の資料を確認させていただきます。また、本日の資料配付が協議会当日になってしまいましたこととお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。では、まず一番上にありますのが、本日の次第でございます。次に、「資料1. 枚方市の障害者施策に係る計画について」「資料2. 障害者施策関係の動向」「資料3. 幹事会報告」「資料4. 相談支援部会報告」「資料5. 地域移行支援部会報告」「資料6. 日中活動支援部会報告」「資料7. 枚方市精神障害者地域生活支援ネットワーク会議報告」「資料8. 6相談支援センター事業報告」、また参考資料は「第2期 枚方市自立支援協議会委員名簿」「枚方市自立支援協議会専門部会委員名簿」で、資料は以上でございます。お手許の資料に過不足はございませんか。では、引き続きまして、次第に基づきまして本日の案件をご説明いたします。(1) 枚方市の障害者施策に係る計画について、(2) 障害者施策関係の動向、(3) 幹事会及び相談支援部会から報告、(4) 地域移行支援部会から報告、(5) 日中活動部会から報告、(6) 枚方市精神障害者地域生活支援ネットワーク会議から報告、(7) 6相談支援センターから事業報告、(8) その他、以上でございます。これで事務局の報告は終わります。

会 長：ありがとうございました。さて、本日は、傍聴希望の方が1名おられると聞いております。本日の案件について傍聴許可を委員のみなさまに諮ります。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

会 長：それでは、傍聴を許可します。お入り下さい。

(傍聴者入場)

会 長：それでは、案件(1)枚方市の障害者施策に係る計画について、事務局からご説明をお願いします。

事務局：障害福祉室の服部です。それではまず始めに、枚方市の障害者施策に係る計画についてご説明いたします。(資料1. に基づき説明)

会 長：ありがとうございます。ただいまのご説明に、ご意見やご質問がありましたら、ご自由にどうぞご発言いただきたいと思います。いかがでございますか。

委員：次期、枚方市障害者計画策定のためにアンケートを取られたとのことですが、高齢障害者の方の人数が多いと思います。障害を持っていて高齢になられた方なのか、高齢に伴って障害を持たれた方も含まれているのか、その区別はどうなっているのでしょうか。

事務局：アンケートを実施いたしました時、対象者は現時点での手帳所持者になりますので区別はしておりません。ただ、アンケートの中に「手帳を取得されたのは65歳より前ですか、以後ですか」という設問を設けています。これはクロス集計で把握できると考えております。

会長：ほかにご意見やご質問はございませんか。障害福祉計画は、第3期の見直しがあるということです。私もはっきり確認はしておりませんが、新しい法律は、障害の定義が随分変わるのではないかとされておりまして、いわゆる機能障害という視点ではなくて、生活のしづらさをきちんと見て支援していこうということです。そこを踏まえた計画の変更になると思いますので、どうぞよろしくお願ひします。ほかにご質問はよろしいでしょうか。では、案件（2）障害者施策関係の動向についてご説明をお願いします。

事務局：障害福祉室の三谷です。それでは、案件（2）障害者施策関係の動向についてご説明いたします。（資料2.に基づいて説明）

会長：ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご質問はございますか。

委員：後の部会報告に重なるかもしれませんが、先ほど国レベルでの大きな制度改革について説明がありました。簡単で結構ですが、項目3の介護職員等によるたんの吸引等に関わる医療行為の問題について、これは全国的な課題になっていますが、市として現行はどのように対応され、今後はどう対応されるお考えか、方針についてお聞かせ下さい。次に、項目5の障害者虐待防止対策についてですが、障害者とありますが、ここに障害児は含まれるのでしょうか。それとも障害児の場合は「児童虐待防止法」の中で対処するのか、その点はどうでしょうか。最後に、障害児の入所支援についてですが、市内に該当施設があるということもあって、具体的には18歳以上を、障害者対策の中で対応するよう見直す理由はなにか、お聞かせ下さい。以上3点について質問します。

会長：では、事務局の方、よろしいでしょうか。お答えをお願いします。

事務局：まず、たんの吸引等についてですが、これは医療行為ということで、対象者の方と介護ヘルパーさんとが個人的に承諾書を交わしてやっておられるのが現状です。この問題は大阪府でもかなり重要な課題になっています。河北7市エリアでは枚方療育園が拠点施設ということで、今年度、特に重症心身障害児の地域移行に着目した研修メニュー、介護体制の構築ということで、枚方市内の介護事業者の方に呼びかけ、重症心身障害児の方に対する介護ケアの研修会を行ってきています。また訪問介護等の事業所にも呼びかけて研修を行っており、それに対する次年度以降の支援体制ということで、大阪府、枚方市も介護の受け皿の検討を行っているところです。次に、虐待防止法についてですが、今の段階では詳細が分からないのですが、今

後この施策の詳しい情報が出次第、市としても虐待防止について施策をどう展開していくのか検討していきたいと思っております。障害児の虐待については、他のセクションで家庭児童相談所等もあり、どちらが守備範囲かというところが難しいところがありますが、事例、事例を踏まえ連携しながら取り組んでいく必要があると考えております。次に、児童福祉法における入所施設に関わる問題ですが、先ほどご説明いたしましたように、市内では枚方療育園が対象施設になるかと思いますが、入所の決定は大阪府中央子ども家庭センターにさせていただいており、現状では18歳を越えた段階で引き続き入所できるところがなかなかありません。法律から言えば、18歳でいったん退所となりますが、そうした状況があるため、今後、自立支援法上の施設体系を事業認可されるということであれば、自立支援法における療養介護のサービスの支給決定という流れで、とぎれないサービスの提供になると考えております。

会 長：よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問はございますか。新しい動向ですが、市としても予算化しないといけない事業はたくさんあると思いますので、いろいろな意見を踏まえながら施策を進めていただけたらと思います。あと、相談支援部会でもご意見を伺わないといけないと思っていますが、発達障害の方に対する支援ですが、未診断の方が結構いらっしゃると思います。診断につなげるシステムをどこかで考えていかないといけないと思っています。そのあたりのことも相談支援部会の動きの中で考えていけたらという印象を持っております。では、案件（3）から（7）につきまして、まとめて報告をお願いして、その後にご意見を伺いたいと思います。では、案件（3）を長尾副会長をお願いいたします。

副会長：では、資料に基づき、幹事会および相談支援部会の報告をさせていただきます。
（資料3．資料4．に基づいて説明）

会 長：ありがとうございました。それでは、次に、案件（4）地域移行支援部会から報告を原田委員をお願いいたします。

委 員：原田です。よろしくをお願いいたします。地域移行支援部会の報告をさせていただきます。
（資料5．に基づいて説明）

会 長：ありがとうございました。次に、案件（5）日中活動支援部会から報告を津田委員をお願いいたします。

委 員：津田です。日中活動支援部会の報告をさせていただきます。
（資料6．に基づいて説明）

会 長：ありがとうございました。では、次に、案件（6）枚方市精神障害者地域生活支援ネットワーク会議のご報告をお願いいたします。河野委員をお願いいたします。

委 員：河野です。枚方市精神障害者地域生活支援ネットワーク会議の報告をさせていただきます。
（資料7．に基づいて説明）

会 長：ありがとうございました。次に、案件（7）6相談支援センターから事業報告を

お願いいたします。最後の報告ですが、残り時間が少なくなっておりますので、申し訳ありませんが、10分程度でご報告をお願いいたします。原田委員にお願いいたします。

委員：原田です。6相談支援センターから事業報告の報告をさせていただきます。

(資料8.に基づいて説明)

会長：ありがとうございました。非常にボリュームいっぱい報告が続きましたが、時間も余りないのですが、みなさんのご意見、ご質問を受けたいと思います。なにかございますでしょうか。提案された事項もありましたので、提案内容についてのご質問も結構です。よろしいですか。では、提案された事項ですが、相談支援部会では、サービス調整会議を作っていきたいという提案です。それから、地域移行支援部会では、枚方市地域移行支援事業の創設、日中活動支援部会では、オンデマンド配車と地域活動支援センターⅣ型を、サービス調整会議については4月以降に作っていきたいというご提案ですし、地域移行と日中活動支援部会では、来年度以降により深く内容を検討していきたいという提案だったと思いますが、そういう提案も含め、報告事項について承認はよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長：それでは、異議なしということで、これらの提案を今後検討し進めていくということ自立支援協議会で確認させていただきます。時間も超過しましたが、ご意見がないということで、これで意見交換は終了させていただきます。最後に、案件(8)について事務局からお願いいたします。

事務局：特に、その他案件につきましては、ございません。

会長：それでは、長時間にわたりまして、ご報告、ありがとうございました。この内容につきまして、よりよい障害者福祉、地域福祉の推進につながっていけばいいと思っておりますので、これからも、委員のみなさまのご意見をお聞かせいただけたらと思います。本日は、ありがとうございました。